

農作物・水産物・畜産物・飲料・酒類・加工品・伝統工芸品・ライフスタイル の生産者

- ✓ 趣味ではなく事業として生産している生産者であること
- ✓ 法律を遵守し、購入者にできるだけ多くの情報を提供すること
- ✓ 購入者との直接取引を誘導してはならない
- ✓ 購入者の個人情報を生産者が保存してはいけない
- ✓ 日本国内で事業を行う生産者であること





農産物

自然環境に配慮し、化学的に合成された肥料・農薬を使用していない、または管理、節減して栽培された商品を取扱います。

- ✓ 農薬、化学肥料を使用している場合は、その使用量、使用回数、種類を事前に提示できる商品であることが望ましい。
- ✓ 遺伝子組換え技術を利用していないこと。



水産物

環境に配慮した漁業を行う生産者の商品を取扱います。

- ✓ 漁業組合に認められて漁業を行っている生産者であること。
- ✓ 水揚げ後の薬剤処理を行っていない、または極力行っていない商品であること。
- ✓ 飼育に化学的なものを使用していない、または極力使用せず、配合内容を事前に提示できる商品であること。



畜産物

自由な環境で、管理・飼育された商品のみを取扱います。

- ✓ 家畜が、自然の営みを自由に行うことができる環境であること。
- ✓ 飼育管理を適切に行っていること。
- ✓ 医薬品を使用していない、または極力使用していない商品であること。
- ✓ 飼料に化学的なものを使用していない、または極力使用せず、配合内容を事前に提示できる商品であること。
- ✓ 飼料に遺伝子組み換え技術を利用していないこと。



飲料·酒類

基準を満たす原材料を使用している商品を取扱います。

- ✓ 主な原材料を国内で栽培している商品であること。
- ✓ 主な原材料が、環境を過度に汚染しないように配慮して栽培されていること。
- ✓ 主な原材料が、農薬、化学肥料を使用している場合は、その使用量、 使用回数、種類を事前に提示できること。
- ✓ 酒類の場合、販売免許を取得している生産者であること。



加工品

基準を満たす原材料を使用している商品を取扱います。

- ✓ 主な原材料を国内で栽培している商品であること。
- ✓ 下記事項を商品ページに記載可能な商品であること。
 - 名称(加工食品の内容を表す一般的な名称)
 - ・・保存方法
 - ・ 消費期限または賞味期限
 - 原材料名/添加物
 - 内容量
 - 製造者名称
 - アレルゲンの記載

【義務】特定原材料7品目

えび・かに・小麦・そば・卵・乳・落花生

【推奨】特定原材料に準ずるもの20品目

アワビ・いか・いくら・オレンジ・カシューナッツ・キウイフルーツ・牛肉・くるみ・ごま・さけ・さば・大豆・鶏肉・豚肉・バナナ・松茸・桃・山芋・りんご・ゼラチン



伝統工芸品

基準を満たす原材料を使用している商品を取扱います。

- ✓ 原材料の産地、材料を証明できる商品であること。
- ✓ 製作者の氏名(芸名可)を明記できる商品であること。
- ✓ 流派や地域性、文化や歴史などを公表できる商品であること。



ライフスタイル

基準を満たす原材料を使用している商品を取扱います。

- ✓ 大量機械生産ではない商品であること。
- ✓ 原材料の産地、材料を証明できる商品であること。
- ✓ 既存ブランド製品に類似する商品ではないこと。